

計画作成年度	令和7年度
計画主体	田舎館村

# 田舎館村鳥獣被害防止計画

令和8年2月16日策定

## <連絡先>

担当部署名 田舎館村産業課  
所在地 南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1  
電話番号 0172-58-2111 (代表)  
FAX番号 0172-58-4751  
メールアドレス sangyo@vill.inakadate.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カルガモ、カラス、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ ニホンザル、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県 田舎館村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害額
カルガモ	—	— ha	— 千円
カラス	果樹（リンゴ）	0.027 ha	122.7 千円
ノウサギ	—	— ha	— 千円
ニホンジカ	—	— ha	— 千円
イノシシ	—	— ha	— 千円
ニホンザル	—	— ha	— 千円
アライグマ	—	— ha	— 千円
ハクビシン	—	— ha	— 千円
計		0.027 ha	122.7 千円

## (2) 被害の傾向

### ①カルガモ

農作物被害の実態は確認できていないが、田植え後の苗抜き取りにより水稻の生育や収穫量減少などの被害が懸念される。

### ②カラス

リンゴ園における有袋リンゴの袋剥ぎ取り被害やリンゴの食害が発生している。

### ③ノウサギ

農作物被害の実態は確認できていないが、目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

### ④ニホンジカ

農作物被害の実態は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

### ⑤イノシシ

目撃情報や農作物被害は確認できていないが、近隣市町村で目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

### ⑥ニホンザル

農作物被害の実態は確認できていないが、目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

### ⑦アライグマ

農作物被害の実態は確認できていないが、目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

### ⑧ハクビシン

農作物被害の実態は確認できていないが、目撃情報があることから、農業への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①カルガモ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	— 千円	— 千円
被害面積	— h a	— h a

②カラス

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	122.7 千円	98.2 千円
被害面積	0.027 h a	0.022 h a

③ノウサギ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

④ニホンジカ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑤イノシシ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑥ニホンザル

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑦アライグマ

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑧ハクビシン

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑨計

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	122.7 千円	98.2 千円
被害面積	0.027 h a	0.022 h a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	田舎館村猟友会に依頼し、有害鳥獣の捕獲業務を行っている。 箱わなを購入し、わな免許所持者の指導の下、箱わなを設置している。	猟友会員の負担増や高齢化などにより出動回数に限度がある。 また、生息数が増加している鳥獣もあり、捕獲のみによる対策では被害の抑制に繋がらない。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置については、被害地域が広範囲であることから実施していない。	防護柵の設置は、被害地域が広範囲であり、効果的な設置が難しい状況にある。
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等の情報収集を図る。</li> <li>実施隊員は、各種研修を受講し、習得した知識、技術をもとに鳥獣被害対策の実施に係る地域住民への啓発活動を行う。</li> </ul>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>村は、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として、任命又は指名し、有害鳥獣の捕獲等に従事させる。</li> <li>ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</li> <li>関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。</li> </ul>
---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カルガモ カラス ノウサギ ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査による情報の収集を行う。</li><li>・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを基に、効果的な被害防止方法を検討する。</li></ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「田舎館村アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。
① カルガモ 令和4～6年度の捕獲実績は107羽であった。水稻被害を引き続き防止するため、捕獲計画数を年間75羽とする。 (捕獲実績4年度：33羽、5年度：44羽、6年度：30羽＝合計：107羽)
② カラス 令和4～6年度の捕獲実績は140羽であった。リンゴ等の食害を引き続き防止するため、捕獲計画数を年間90羽とする。 (捕獲実績4年度：44羽、5年度：48羽、6年度：48羽＝合計：140羽)
③ ノウサギ 令和4～6年度の捕獲実績は0羽であった。リンゴ樹への被害を防止するため、3月の積雪時に捕獲を実施する。捕獲計画数は必要最小数とする。 (捕獲実績4年度：0羽、5年度：0羽、6年度：0羽＝合計：0羽)
④ ニホンジカ これまで捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。
⑤ イノシシ これまで捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。
⑥ ニホンザル 令和4～6年度の捕獲実績は0頭であった。農作物被害を防ぐため、必要最小数を捕獲する。 (捕獲実績4年度：0頭、5年度：0頭、6年度：0頭＝合計：0頭)
⑦ アライグマ 令和4～6年度の捕獲実績は1頭であった。農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。 (捕獲実績4年度：0頭、5年度：0頭、6年度：1頭＝合計：1頭)
⑧ ハクビシン これまで捕獲実績はないが、農作物被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カルガモ	75羽	75羽	75羽
カラス	90羽	90羽	90羽
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容
<p>捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。</p> <p><b>【カルガモ】</b> 5月から10月にかけて、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。</p> <p><b>【カラス】</b> 5月から10月にかけて、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。銃器の使用できない地域では、わなによる捕獲を実施する。</p> <p><b>【ノウサギ】</b> 被害の集中する3月の積雪時に、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。</p> <p><b>【ニホンジカ】</b> 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲する。</p> <p><b>【イノシシ】</b> 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲する。</p> <p><b>【ニホンザル】</b> 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により必要最小数の捕獲を行う。</p> <p><b>【アライグマ】</b> 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により可能な限り捕獲する。</p> <p><b>【ハクビシン】</b> 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、箱わな及び銃器（ライフル銃を除く）により可能な限り捕獲する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し (権限委譲済み)	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
無し	無し	無し	無し

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
無し	無し	無し	無し

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

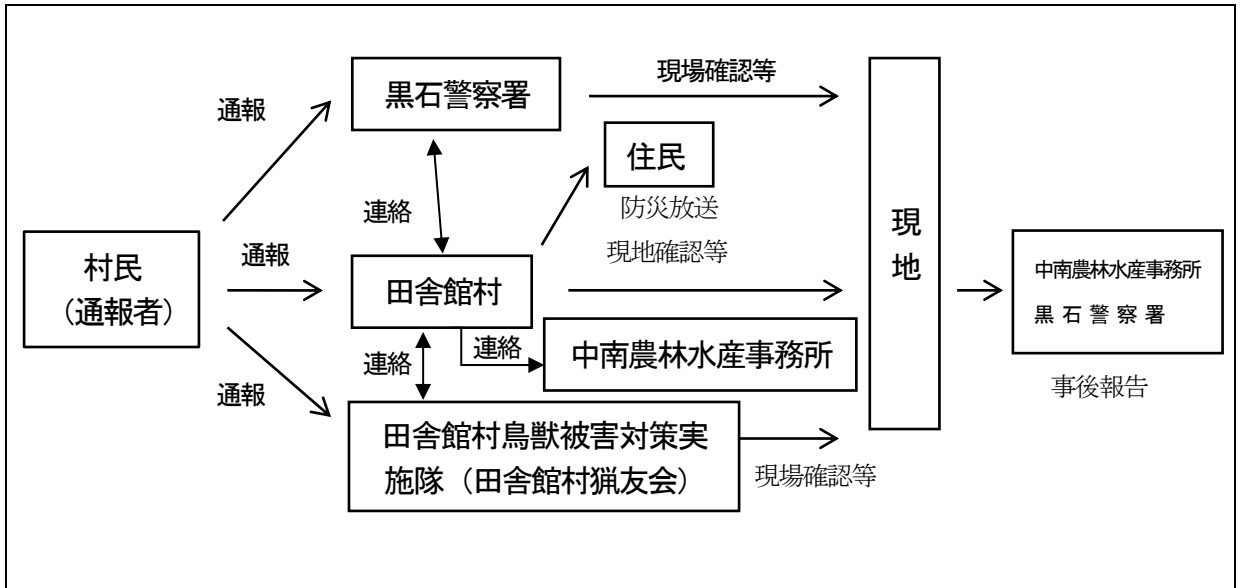
年度	対象鳥獣	取組内容

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
田舎館村 産業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場確認等</li> <li>・防災無線や広報車による注意喚起</li> <li>・警察署や実施隊等への連絡</li> </ul>
中南農林水産事務所 林業振興課・農業普及振興室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村への指導、助言、被害状況把握</li> </ul>
田舎館村鳥獣被害対策実施隊 (田舎館村猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見回り、現場確認等、</li> <li>・捕獲対応</li> </ul>
黒石警察署	銃器等の取扱いに関する指導、助言を行うとともに、村と連携した現場確認等の対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、田舎館村廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、田舎館村鳥獣被害対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である田舎館村等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	田舎館村鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
田舎館村産業課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
中南農林水産事務所 農業普及振興室、林業振興課	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
津軽みらい農業協同組合	対象地域を巡回し、営農指導・情報提供を行う。
田舎館村猟友会	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施を行う。
黒石警察署	銃器等の取扱いに関する指導、助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- 田舎館村鳥獣被害対策実施隊の設置（平成29年7月12日）
- ・実施隊員は、田舎館村産業課の職員及び田舎館村猟友会より選出し、構成する。  
別紙 田舎館村鳥獣被害対策実施隊体制図 参照
- 田舎館村鳥獣被害対策実施隊の活動内容
- ・被害防止計画の実施に取り組むため、県等の関係機関と連携を密にする。
  - ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。
  - ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって、推進していく。  
また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

## 田舎館村鳥獣被害対策実施隊体制図

